

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合しています

（１）基本診療料の施設基準

明細書発行体制等加算

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

（２）特掲診療料の施設基準

コンタクトレンズ検査料 1

※コンタクトレンズ装用のために受診の方の
診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	288点	コンタクトレンズ検査料 1 200点
再診料	73点	
明細書発行体制等加算	1点	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名 : 高田 園子
眼科診療経歴 : 10年以上の経験を有する

※上記について、ご不明の点は受付へご相談ください。

令和2年12月1日 現在